

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
0	(岩本)				経過報告書中の「5. 制定・改正等」の説明文「期待効果」の箇所にある「極薄電気用」の極薄の厚さを説明したほうが良い。業界にもよるが、極薄といえは nm であることも多いので。		業界によりますので明確な定義はありませんが、PET-film の場合は 2~3 μm より薄いものを「極薄」と呼ぶ場合が多いと考えます。期待効果の記述を「極薄電気用」から「2μm~3μm 以下の極薄電気用」に修正します。
1	98 99 (下川)	4		GE	3 種、4 種及び 5 種は、適用範囲に記載されているどの用途に対応するのですか。		3 種、4 種及び 5 種の主な用途は次です。 3 種は 電気・電子機器 用モータなどの鉄心コアの絶縁を保護するフィルムまた一般電気用大型モータ、発電機などの電線層間を保護するフィルム 4 種は高い耐湿熱性が要求される一般電気用大型モータ、発電機などの 電線層間 を保護するフィルム、太陽電池モジュールのパックパネルなどの 絶縁を保護 するフィルム 5 種は 特に熱的耐久性が要求される 太陽電池モジュールのパックパネルなどの 絶縁を保護 するフィルム

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
2	138 (藤倉)	8.1	表 1	TE	誘電正接の要求特性 3×10 ⁻³ 以下 : [48 Hz~62 Hz] : 全種類 6×10 ⁻³ 以下 : [1 kHz)] : 全種類 とある。現行 JIS では、下欄は 1 種のみ に適用している。今回、2 種にも適用する改 正を行った、ということでよいかの確認。	(改正の有無の確認, 省略)	ご指摘のとおり、2 種にも適用する改正を行 うこととしています。 背景: 対応国際規格である IEC 60674-3-2 が 2019 年に改正されたことにより、これとの 整合を図るものです。 旧 IEC (1992) では、誘電正接 (1kHz) の試 験法は、 1 種: 非接触電極又は金属蒸着電極による 測定 2 種: 巻回式コンデンサ法 としていましたが、2 種の要求特性値は”検 討中”として定められていませんでした。こ のため、現行 JIS は、1 種のみ要求特性値 とその試験法を規定しています。 今回の改正 IEC では、誘電正接 (1kHz) の 試験法を、全種類について、”非接触電極 又は金属蒸着電極による測定”とし、その 要求特性値も定められましたので、JIS もこ れと整合を図り、2 種にも適用するもので す。
3	138 (藤原)	8.1	表 1	ED	JIS C 2151:2019 の箇条番号の頭に「箇 条」と入れるか入れないか統一して法が良 い。	18. 2 → 箇条 18. 2	JIS Z 8301 の 10.6 (当該規格内での引用・ 参照の示し方) に従い、番号の頭に、「箇 条」の場合は、これを付記し、「細分箇条」 の場合は、付記しないこととしています。
4	143 (藤原)	8.2	表 2	ED	要求特性の最左列のみ表記が異なる。	12 μm~15 μm → 12 μm 超~15 μm 以下	最左列の“12 μm~15 μm”は、12 μm を含 むことを示しており、その他列の「超」はその 厚さを含まないことを示しており、JIS Z 8301 に従っておりますので、原案のとおり で良いと考えます。

資料 12

JIS 案コメントシート (電気用二軸配向ポリエチレンテレフタレートフィルム)

委員名 -	規格番号 : C 2318
-------	---------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
5	145 (藤原)	8.2	表 3	ED	要求特性の最左列のみ表記が異なる。	0.7 μm ~ 1.5 μm → 0.7 μm 超 ~ 1.5 μm 以下	最左列の“0.7 μm ~ 1.5 μm”は、0.7 μm を含むことを示しており、JIS Z 8301 に従っておりますので、原案のとおりで良いと考えます。
6	154 (藤倉)	8.3	表 4	TE	公称厚さ 絶縁破壊の強さ 350 50 以上 500 35 以上 この 2 者の絶縁破壊電圧が同じである。絶縁用としては、厚さと比例関係にあることが妥当と考えるが間違いないかの確認。	(妥当性の有無の確認, 省略)	絶縁破壊の強さ(単位厚さ当りの絶縁破壊電圧)は、厚さと反比例の関係にあり、原案のとおりです。
7	172 (藤倉)	8.5	表 6	TE	公称厚さ 0.9 以上 2.5 未満 7.1, 表 3 及び表 5 では、最小厚さ “0.7” を含むが、表 6 には含まれていない。誤記と思われるが、その妥当性について確認。	(妥当性の有無の確認, 省略)	2 種用電氣的欠陥数は、公称厚さが 0.9 μm 未満のフィルムでは、C1 法 ~ C2 法のいずれの方法によっても、技術的に適切な試験ができず、従って規定値も定められないことから、表 6 に示す規定としています。
8	172 (下川)	8.5	表 6	GE	公称厚さ 0.7 μm、0.9 μm 未満は、この項は適用しないのですか。		なお、表 6 は、対応国際規格と整合した内容となっています。

以上

※コメントの種類

GE = general(一般的)

TE = technical(技術的/専門的)

ED = editorial (JIS 用語/様式)

資料 12
JIS 案コメントシート (光電式自動点滅器)

委員名：－	規格番号：C8369
-------	------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
1	182 (藤倉)	5.3 b)		GE	“特別な遅延時間”をもつものは、8.5.3の試験（受渡試験）は適用しない。 とあるが、この時間について、表示や受渡当事者間の協定など必要と考えるが、如何か？	(確認事項のため適用外)	本仕様は、動作時間が特殊仕様の点滅器となっており、ご指摘の通りと考えますが、9.3 受渡検査にて当事者間の協定について記載しており問題ないと考えます。
2	217 (藤倉)	6.1 e)		TE	e) 電気回路（交流 30 V 以下及び直流 45 V 以下を除く。） ^{※1} の空間距離及び沿面距離は、 <u>JIS C 8304:2009 の 6.7</u> ^{※2} による。 ※1：AC30V 以下/DC45 以下の回路を除外する特別な理由はないと考える。 ※2：C8304:2009 の 6.7 から引用している C8281-1 は 2003 年版（附属書 1）であるが、C2881-1 は改正され、2011 年版では（附属書 JA），2019 年版では（C8300 が制定されたことから削除）となっている。同規定は、JIS の又引き、かつ、古い JIS なので、この際、5.7 と同様に見直すことが妥当。	電気回路の空間距離及び沿面距離は、 <u>JIS C 8300:2019 の 20.1</u> による。	変更提案のとおり修正します。
3	235 (藤倉)	6.1 f)		ED	JIS H 8625 に規定する 2 級以上のクロメート被膜 “被膜”は、“皮膜”が正しい。	JIS H 8625 に規定する 2 級以上のクロメート皮膜	変更提案のとおり修正します。
4	268 (若月)	6.4.1	図 1	GE	冒頭の真っ黒な四角は？		Word 資料を PDF 化した際に、変換できなかった図面です。修正版を委員に再送済みです。
	GE			「1)スカート部寸法」の上の図が黒塗りされて見えません。			
5	391 (藤倉)	8.8 b)		ED	更に PC スイッチを照射する光源は、距離が約 0.3 m となる位置に、JIS C 7604 に	更に PC スイッチを照射する光源は、PC スイッチとの距離が約 0.3 m	変更提案のとおり、PC スイッチとの距離が約 0.3 m となる位置に置いたに修

※コメントの種類 GE = general(一般的) TE = technical (技術的/専門的) ED = editorial (JIS 用語/様式)

資料 12
JIS 案コメントシート (光電式自動点滅器)

委員名：－	規格番号：C8369
-------	------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
					規定する H100 の水銀ランプ 1 灯，又は・・・(略)・・・とする。 とあるが，下線部が浮いている。	となる位置に置いた，JIS C 7604 に規定する H100 の水銀ランプ 1 灯，又は・・・(略)・・・とする。 又は 更に PC スイッチを照射する光源は， <u>PC スイッチから約 0.3 m 離れた位置に置いた</u> ，JIS C 7604 に規定する H100 の水銀ランプ 1 灯，又は・・・(略)・・・とする。	正いたします。
6	441 (若月)	製造年		GE	西暦で 4 桁または下 2 桁で表示とありますが，製品につけられている番号だけを見ると西暦か和暦か紛らわしいことがあります。4 桁で表示すれば間違えることはありません。数字 2 文字分に必要なスペースはわずかだと思しますので，必ず 4 桁で表示することにするとよいのではないのでしょうか。		原案どおりとします。 製造年に関する記述の仕方については，製品及び取引の実態等を踏まえて規定したものであり，これまで製造者、使用消費者等から特段の問題提起はされていないことから，原案のままとします。 なお、今後とも、利害関係者からの要望を踏まえながら、必要な場合には、速やかに見直すこととしています。

以上

資料 12

JIS 案コメントシート [環境試験方法－電気・電子－第 2－8 5 部：長時間の時刻歴再現振動試験方法（試験記号：Fj）]

委員名 ー	規格番号：C60068-2-85
-------	------------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
1	438 (藤倉)	附属書 A A.1		ED	JIS Q 17025 [9]で定義されている他の <u>不確実性の要因</u> を考慮に入れていない。 Q17025 に合わせ，“不確かさ”が妥当。 本文では対応されている。	JIS Q 17025 [9]で定義されている他の <u>不確かさの要因</u> を考慮に入れていない。	変更提案のとおり修正します。
2	500 (藤倉)	附属書 A A.2.4		ED	供試品の <u>応答</u> MRS 最大応答スペクトル (MRS) MRS には，応答が含まれている。	供試品の MRS	対応国際規格では、the specimen's response MRS となっていますが、MRS は maximum response spectra の略であることから、変更提案のとおり修正します。

以上

資料 12

JIS 案コメントシート (環境試験方法—電気・電子—第 3 5 部：支援文書及び指針—温度試験槽の性能確認)

委員名：－	規格番号：C60068-3-5
-------	-----------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
1	62 (藤倉)	1		ED	この規格は、使用者が温度試験槽の性能を <u>通常時</u> に点検する場合を想定している。 “通常時”では趣旨が分かり難い。校正方法として規定されているので、“定期的”がよいと考える。	この規格は、使用者が温度試験槽の性能を <u>定期的</u> に点検する場合を想定している。	対応国際規格の該当箇所は、“This document is intended for users when conducting <u>regular</u> chamber performance monitoring.”で、regular には定期的の意味もあり、同意して修正します。
2	115 (岩本)				「一分当たりの温度 (K)」ではなく、「一分当たりの温度変化 (K)」ではないのか。K 表記は変化量を表す時なので。		ご提案どおり、“温度差”に修正します。
3	121 (藤倉)	4.1		ED	温度試験槽の周りの環境が、温度試験槽内の条件に影響を <u>与えてもよい</u> 。 “may”の訳と考えるが、許容というより、可能性と解釈するのが妥当と考える。	温度試験槽の周りの環境が、温度試験槽内の条件に影響を <u>与えることがある</u> 。(現行 JIS に同じ) 又は 温度試験槽の周りの環境が、温度試験槽内の条件に影響を <u>与える場合がある</u> 。	ご提案に同意して、後者(…場合がある)に修正します。
4	131 (藤倉)	4.2		ED	温度検出器は、JIS C 1602 の許容差クラス I 又は JIS C 1604 の測温抵抗体の許容差クラス A の使用が望ましい。 前者が熱電対であることを明確にした方がよい。	温度検出器は、JIS C 1602 の <u>熱電対</u> の許容差クラス I 又は JIS C 1604 の測温抵抗体の許容差クラス A の使用が望ましい。	対応国際規格にも“(for thermocouples)”とあるので、同意して、ご提案どおりに修正します。

資料 12

JIS 案コメントシート (環境試験方法—電気・電子—第 3 5 部：支援文書及び指針—温度試験槽の性能確認)

委員名：－	規格番号：C60068-3-5
-------	-----------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
5	165 (藤倉)	4.5.3		ED	<p>規定時間 T2 は、測定点（例えば、N1～N9）が許容範囲内に入った後の<u>最低 30 分後</u>である。</p> <p>T2 は、T1 と同様に幅がある時間である。</p>	<p>規定時間 T2 は、測定点（例えば、N1～N9）が許容範囲内に入った後の<u>最低 30 分間</u>（又は <u>30 分間以上</u>）である。</p>	<p>同意して、ご提案どおりに修正します。</p>
6	212 213 (藤倉)	4.6		ED	<p>－温度試験槽を<u>標準大気条件</u>に合わせ、温度試験槽が安定化するまで待つ。</p> <p>－<u>標準大気条件</u>で性能を測定する。</p> <p>標準大気条件で測定する性能について理解できていないが、標準大気条件は望ましい試験室の条件なので、検査手順としては、“標準”は必ずしも必要ないのでは。</p>	<p>－温度試験槽を大気条件に合わせ、温度試験槽が安定化するまで待つ。</p> <p>－大気条件で性能を測定する。</p>	<p>対応国際規格は、“atmospheric conditions”なので、同意してご提案どおりに修正します。</p>

以上

資料 12

JIS 案コメントシート (環境試験方法—電気・電子—第3—6部：支援文書及び指針—温湿度試験槽の性能確認)

委員名：－	規格番号：C60068-3-6
-------	-----------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
1	全体 (藤倉)			GE	<p>関連規格である C60068-3-5 と、ほぼ同様と考えられる箇所の表現が微妙に異なり、意味合いも異なる場合がある。どちらがよいとは言えないが、同時期に改正検討されるのなら、横並びで確認されるとよい。</p> <p>例えば、 C60068-3-5 の 3.3 と C60068-3-6 の 3.8 は温度と湿度の違いを除き同じだが、 C60068-3-5 の 3.4 と C60068-3-6 の 3.7 は表現が異なる。</p> <p>(No. 3, No. 6 でもコメント) 以下全て、ED でコメントしているが、規格解釈としては、TE にもなり得る。</p>		60068-3-5 と 60068-3-6 は、類似の規格であることから、規定内容等が同一なものについては、できる限り、用語・表現を統一することとします。
2	63 (藤倉)	1		ED	<p>この規格は、使用者が温湿度試験槽の性能を<u>通常時</u>に点検する場合を想定している。</p> <p>“通常時”では趣旨が分かり難い。校正方法として規定されているので、“定期的”がよいと考える。</p>	この規格は、使用者が温湿度試験槽の性能を <u>定期的</u> に点検する場合を想定している。	対応国際規格の該当箇所は、” This document is intended for users when conducting regular chamber performance monitoring. “との表現であり、regular には定期的の意味もあることから、変更提案のとおり修正します。
3	115 (藤倉)	3.7		ED	<p>有効空間内の規定の点で、規定の時間の間、<u>規定した温湿度を維持する状態</u></p> <p>“規定した温湿度”の点ではなく、3.8 同様、一定の範囲内に維持することと考える。</p> <p>なお、C60068-3-5 の 3.4 では、“規定範囲内の温度”とある。</p>	有効空間内の規定の点で、規定の時間の間、 <u>規定した（許容）範囲内の温湿度を維持する状態</u>	対応国際規格は “within specified tolerance” との表現であることから、変更提案のとおり修正します。

※コメントの種類

GE = general(一般的)

TE = technical (技術的/専門的)

ED = editorial (JIS 用語/様式)

資料 12

JIS 案コメントシート (環境試験方法—電気・電子—第 3—6 部：支援文書及び指針—温湿度試験槽の性能確認)

委員名：－	規格番号：C60068-3-6
-------	-----------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
4	149 (藤倉)	4.1		ED	<p>温湿度試験槽の周りの環境が，温湿度試験槽内の条件に影響を<u>与えてもよい</u>。</p> <p>“may” の訳と考えるが，許容というより，可能性と解釈するのが妥当と考える。</p>	<p>温湿度試験槽の周りの環境が，温湿度試験槽内の条件に影響を<u>与えることがある</u>。(現行 JIS 相当)</p> <p>又は 温湿度試験槽の周りの環境が，温湿度試験槽内の条件に影響を<u>与える場合がある</u>。</p>	変更提案のとおり，“…与える場合がある。”に修正します。
5	160 (藤倉)	4.4		ED	<p>湿度測定システムは，試験条件において校正し，JIS Q 10012 に従ったトレーサブルな校正方法によって決定されていることが望ましい。</p> <p>測定システムの“何”を決定するか，脱落していると考ええる。 なお，変更提案は，C60068-3-5 の 4.2 を参考にしたもの。</p>	<p>湿度測定システムの<u>出力に関する測定の不確かさ</u>は，試験条件において校正し，JIS Q 10012 に従ったトレーサブルな校正方法によって決定されていることが望ましい。</p>	C60068-3-5 と意図は同じと解釈し，変更提案のとおり修正します。
6	178 (藤倉)	4.6.1		ED	<p>各壁面の中心の前の位置にも<u>検出器</u>を追加して置くのが望ましい</p> <p>湿度検出器は，中心部のみなので，追加する検出器は，“温度”であることを明記すべきである。(おそらく脱落)</p>	<p>各壁面の中心の前の位置にも<u>温度検出器</u>を追加して置くのが望ましい</p>	変更提案のとおり修正します。
7	180 182 (藤倉)	4.6.1	図 3 図 4	ED	<p>図 3—容量 2 000 L 以下の試験槽の<u>温度・湿度検出器の位置</u></p> <p>図 4—2 000 L を超える試験槽に最低限追加する<u>温度・湿度検出器の位置</u></p> <p>誤解を招くので，単に“検出器”とすべき。</p>	<p>図 3—容量 2 000 L 以下の試験槽の<u>検出器の位置</u></p> <p>図 4—2 000 L を超える試験槽に最低限追加する<u>検出器の位置</u></p>	変更提案のとおり修正します。

※コメントの種類

GE = general(一般的)

TE = technical (技術的/専門的)

ED = editorial (JIS 用語/様式)

資料 12

JIS 案コメントシート (環境試験方法—電気・電子—第 3—6 部：支援文書及び指針—温湿度試験槽の性能確認)

委員名：－	規格番号：C60068-3-6
-------	-----------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
8	233 (藤倉)	4.8		ED	温度試験槽の性能確認に必要なデータを得る。 誤字	温湿度試験槽の性能確認に必要なデータを 得る。	対応国際規格も “temperature/humidity chamber” なので、変更提案のとおり修正 します。

以上

資料 12

JIS 案コメントシート (火災危険性試験－電気・電子－第 1－10 部：電気・電子製品の火災危険性評価指針 －一般指針)

委員名：－	規格番号：C60695-1-10
-------	------------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
1	262 (藤倉)	5.3	表 2	ED	<p>上部層</p> <p>a) 自己燃焼 (くすぶり) 25～85 ^d</p> <p>d) で間違いないか？ 変更提案のように、b) が妥当と考えられるが、如何か？</p>	<p>上部層</p> <p>a) 自己燃焼 (くすぶり) 25～85 ^b</p>	<p>ここでは、表 2 の注 d) に記載のとおり、上層部におけるくすぶり部分の温度は低温であることの追加情報を提供するものであり、原案のとおりです。</p>
2	290 (藤倉)	6.2.1 b)		ED	<p>この相関関係は、<u>火災安全性</u>とは明確な関係がない、</p> <p>“火災安全性” で間違いないかの確認。</p>	<p>(確認のみ, 省略)</p>	<p>ISO・IEC の関連 TC では、“fire safety” の概念についても議論しており、その結果を踏まえ、“火災安全性” としており、原案どおりとします。</p>
3	371 (藤倉)	附属書 A A.1		TE	<p>電力消費が <u>15 W 未満</u>である場合には発火が起こりにくいと想定している。</p> <p>373 行-374 行, 388 行にあるように、一般に、15W 以下の回路については、発火が起こりにくいと考えられ、耐燃性の要求はない。</p>	<p>電力消費が <u>15 W 以下</u>である場合には発火が起こりにくいと想定している。</p>	<p>変更提案のとおり修正します。</p> <p>“15W 未満” は、対応国際規格の訳文によるものですが、関連する JISC6065、JISC6950-1、JISC9335-1 などの製品安全規格及びこれらの対応国際規格では“15 W 以下” と規定しており、これらとの整合を図ります。</p>
4	388 389 (藤倉)	附属書 A A.2		ED	<p>－ PS1－<u>電力源が 3 秒後に 15 W を超えない回路</u></p> <p>－ PS2－PS1 の制限を超えるが、5 秒後に 100 W <u>を超えない回路</u></p> <p>間違いではないが、電力が下降方向に向かうので、引用 JIS の C62368-1 と同様、“以下” の表現が自然である。</p>	<p>－ PS1－<u>電力源が 3 秒後に 15 W 以下となる回路</u></p> <p>－ PS2－PS1 の制限を超えるが、5 秒後に 100 W <u>以下となる回路</u></p> <p>(注記の参考情報は、省略)</p>	<p>変更提案のとおり修正します。</p>

以上

資料 12

JIS 案コメントシート (火災危険性試験－電気・電子－第 1 1－2 部：試験炎－公称 1 k W 予混炎－試験装置，炎確認試験方法及び指針)

委員名：－	規格番号：C60695-11-2
-------	------------------

No.	行番号 (例. 17)	箇条 細分箇条 (例. 3.1)	段落/ 図 / 表 (例. 図 1)	コメントの 種類 ※	コメント	変更提案	検討結果・対応案
1	132 170 181 (藤倉)	4.2.2 5.2 5.3		ED	$10\,000\text{ cm}^3/\text{min}$ $10\,000\text{ cm}^3/\text{min} \pm 300\text{ cm}^3/\text{min}$ $10\,000\text{ cm}^3/\text{min} \pm 500\text{ cm}^3/\text{min}$ IDT であり，参考事項でもないので，点線の下線は誤記と考える。	$10\,000\text{ cm}^3/\text{min}$ $10\,000\text{ cm}^3/\text{min} \pm 300\text{ cm}^3/\text{min}$ $10\,000\text{ cm}^3/\text{min} \pm 500\text{ cm}^3/\text{min}$	対応国際規格では、ガス流量の単位を dm^3/min としていますが、この規格では、国内で一般的に用いられている単位である cm^3/min としたため、編集上の変更として、点線の下線を施しています。 なお、JIS Z 8301:2019 の 36.1 では、編集上の変更を加えた箇所も、識別可能な表記（つまり、側線又は点線の下線を施す）を行ってもよいと規定されています。
2	188 (藤倉)	6.1		ED	図 A.7 No.1 と同様に点線の下線は誤記と考える。 なお、同様の事例が複数箇所ある。	図 A.7	対応国際規格の誤記を修正（図 A. 6→ 図 A. 7 ）したため、編集上の変更として、点線の下線を施しています。
3	236- 245 (藤倉)	附属書 A	図 A.2- 図 A.5	ED	単位及び許容差の表記位置が不適切で、かつ、重複している。	(略)	適切な表現に修正します。（Word2013 による編集作業で調整します。）

以上